

令和7年度 飯南町農林業定住研修生 募集要項

飯南町（以下「町」）では農林業の担い手不足を解消することを目的として、定住を希望する者を対象に研修を行っています。

1 研修の内容

- ・ 自営就農するため必要となる知識、技能等の習得を目的としています。
- ・ 町が指定する農家、農業法人等の研修受入先で、トマト・パプリカ・メロン等を中心とした施設野菜の栽培技術、農業経営に関する知識、農業機械の操作技術を習得する研修を行います。

■ 研修の流れ

1 年 目	<ul style="list-style-type: none">・ 農業の基礎知識や栽培技術を習得。※地域になじむための期間でもありません。・ 町が指定する農家、農業法人等の研修受入先で、トマト・パプリカ・メロン等の基礎実習。・ 就農計画の作成。※町、島根県、JA等のサポートあり。
2 年 目	<ul style="list-style-type: none">・ 受入先での研修に加え、農林大学校に入学し、座学による知識を習得。・ 認定を受けた就農計画に基づき、1年間の実務。（生産や管理、出荷まで）・ 研修期間中に住宅や農地を確保。※町、島根県、JA等のサポートあり。・ ハウス建設等の施設整備を開始

※1年目の研修修了時点で、研修受入先の意見を参考にしながら、就農を目指し研修を続行する能力や状況があるか、関係機関が総合的に判断します。1年目の研修状況によっては、その後の研修を中止する場合があります。

2 研修期間等

研修期間	研修開始から最大2年間
研 修 日	月20日程度（天候や時期、作付状況などにより変更する場合あり）
研修時間	1日おおよそ8時間程度（天候や時期、作付状況などにより変更する場合あり）

3 研修生の待遇等

(1) 研修助成

15万/月（年額180万円）最大2年間支給。

（注）中学生以下の子どもが同居する場合は3万/月（年額36万円）を上乗せし支給。

(2) 社会保険等

- ・研修に係る傷害保険料は、町が負担します（研修生自身が自費で契約し、後から支給します）。
- ・健康保険料及び年金保険料は、研修生の負担です。

(3) 研修中の住居

- ・空き家バンク登録住宅や町営住宅に入居が可能です。家賃は、研修生の負担です。

(4) 自営就農のための支援

- ・農地や住宅を、町が紹介します。
- ・ビニールハウス建設及び農機具購入を助成する制度や、町が建設したビニールハウスをリースする制度があります。

(5) その他

- ・研修先へ移動するための車は、研修生自身でご用意ください。燃料代は研修生の負担です。（農大への通学にかかる燃料費は町が負担します。）
- ・地域の行事や活動は、研修の支障にならない限り積極的に参加していただきます。※居住する地域の自治会に加入していただきます。
- ・研修生の都合により途中で研修を中止した場合、または、研修修了後5年間飯南町で農業に従事しなかった場合、原則として研修中に支給した研修助成を返還していただきます。

4 募集内容

募集期間	令和6年4月1日～令和6年12月31日 ※応募前に、相談・来町・体験を行う必要あり 1月～3月に面接を行います
募集人員	2名程度
応募資格	飯南町で就農を希望する方で、次の要件を全て満たす方。 ① 研修開始日において年齢が49歳未満の方（性別経験不問） ② 就農意欲が高く、研修修了後、飯南町で自営就農する意思のある方 ③ 飯南町が実施する最大2年間の農業研修を受講できる方 ④ 研修期間中、飯南町に居住できる方（住所移転の必要あり） ⑤ 研修終了後も飯南町に住み続ける意志のある方 ⑥ 研修開始時に他で就業していない方 ⑦ 心身ともに健康である方 ⑧ 普通運転免許を所持する方
応募方法	飯南町まちづくり推進課へお問い合わせください。

5 その他

申請前に事前にご相談ください。

飯南町内や受入先の見学も随時受け付けています。

6 問合せ・申請先

飯南町まちづくり推進課

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880

TEL:0854-76-2864 / FAX:0854-76-2221 / メール:teiju-center@iinan.jp